

## 秋田県観光DMPエリア集計データに係る特定区域について

令和5年12月19日 施行

観光戦略課

秋田県観光DMP運用規程第3条第3項の規定に基づき、特定区域を次のとおり定める。

特定区域（市町村別）	備考
鹿角市	株式会社かづの観光物産公社（地域DMO）の対象区域
大館市・北秋田市・上小阿仁村・小坂町	一般社団法人秋田犬ツーリズム（地域連携DMO）の対象区域
能代市・藤里町・三種町・八峰町	一般社団法人あきた白神ツーリズム（地域連携DMO）の対象区域
男鹿市	一般社団法人男鹿市観光協会DMO推進室（地域DMO）の対象区域
秋田市・潟上市・大潟村・八郎潟町・五城目町・井川町	
大仙市・美郷町	
仙北市	一般社団法人田沢湖・角館観光協会（地域DMO）の対象区域
横手市	一般社団法人横手市観光推進機構（地域DMO）の対象区域
湯沢市・羽後町・東成瀬村	
由利本荘市・にかほ市	